

21川監公第14号

平成21年12月25日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	後藤晶一
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査

監査の対象 財政局（税務部）及び区役所（区民サービス部市民税課及び資産税課）

監査の範囲 市民税及び固定資産税の賦課事務

監査の期間 平成21年9月1日から  
平成21年12月3日まで

監査の結果

今回の監査は、市民税及び固定資産税の賦課事務が適正かつ公平に執行されているかについて、一部を抽出して関係書類の審査を行った。その結果、おおむね適正に処理されており、課税に係る基本的な部分に影響を及ぼすようなものは認められなかったが、以下のとおり一部において改善措置を要する事項があった。

自主財源の根幹である市税の賦課事務については、市民の信頼性の確保のためにも厳格な事務処理が求められるものであり、今後とも、税務関係法令等に基づき適正かつ公平な事務が行われるよう周知徹底を図りたい。

## 1 市民税の賦課事務を適正に行うべきもの

### （1）納税通知書の送達手続を適正に行うべきもの

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条第5項によると、納税通知書の送達は、その書類名称、送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならないとされている。

しかしながら、納税通知書の送達の記録についてみたところ、定期課税等に係る納税通知書の記録はあるものの、窓口における納税義務者の申告等により随時作成された納税通知書で郵便による送達又は交付送達をしたものについて発送の年月日を確認する記録が残されていなかった。納税通

知書の送達手続を適正に行われたい。

(川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

(2) 不達返戻となった納税通知書について適正に処理すべきもの

ア 公示送達が行われていなかったもの

法第20条の2第1項の規定によると、不達返戻となった納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでない場合にその送達に代えて公示送達を行うことができるものとされている。

しかしながら、公示送達を行うこととしていた納税通知書についてみると、公示送達がされていなかった事例(5件)があった。公示送達は適正に行われたい。

(川崎区役所区民サービス部市民税課)

イ 納期限前10日までに納税者に交付されていなかったもの

川崎市市税条例(昭和25年条例第26号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定によると、納税通知書は、遅くとも納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、不達返戻処理票についてみると、納期限前10日までに納税者に交付していなかった事例(3件)があった。

納税通知書の交付日と納期限との間に余裕期間を置く趣旨は、納税者に便宜を供与することにあることから、特別の事情がある場合を除いて納税通知書の交付は納期限前10日までに行われたい。

(川崎・高津区役所区民サービス部市民税課)

(3) 扶養親族等調査を適正に行うべきもの

市民税・県民税扶養親族等調査とは、市民税・県民税申告書又は給与支

払報告書に記載されている控除対象配偶者及び扶養親族が不詳である場合について、給与支払者等に確認をしているものであり、市民税・県民税扶養親族等調査実施要領により実施することとされている。

この調査結果である扶養調査票をみたところ、次のような事例があった。規定に基づき適正に処理を行われたい。

ア 扶養控除を適正に認定すべきもの

扶養親族として申告された者の所得が扶養限度額を超えていた事例（1件）及び扶養控除が重複していた事例（4件）  
（川崎・幸・中原・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課）

イ 事務処理が不十分なもの

調査の対象となる扶養親族について、調査を行っていなかった事例（1件）及び他市町村に照会したものの住民登録がなかったため再調査すべきところ調査を終了していた事例（2件）並びに調査票の係長の確認印が押印されていなかった事例

（川崎・中原・宮前区役所区民サービス部市民税課）

（4）補充調査を適正に行うべきもの

補充調査とは、市民税・県民税申告書に源泉徴収票の添付のない者等について、その給与支払者に給与支払報告書の提出を求めるものであり、市民税・県民税補充調査要領により実施することとされている。

しかしながら、補充調査の事務についてみたところ、補充調査の対象者であるにもかかわらず調査を行っていなかった事例（9件）及び調査結果による給与収入金額を反映していなかった事例（1件）があった。補充調査を適正に実施するとともにその結果を適切に処理されたい。

（幸・中原・宮前・多摩・麻生区役所区民サービス部市民税課）

(5) 課税額の算定を適正に行うべきもの

申告書、給与支払報告書等及び課税台帳をみたところ、次のような事例があったので、申告書、給与支払報告書等の内容を適切に点検するとともに、課税台帳に正確に記録し、課税額の算定を適正に行われたい。

ア 営業等所得の算定を適正にすべきもの

必要経費の算出に当たり、必要経費として認められない生活費等について認めていた事例（1件）

（中原区役所区民サービス部市民税課）

イ 不動産所得の算定を適正にすべきもの

収入金額から必要経費を控除するに当たり、計算を誤っていた事例（1件）

（宮前区役所区民サービス部市民税課）

ウ 給与所得の算定を適正にすべきもの

（ア）申告書に添付された給与所得に係る資料について、算定していなかった事例（2件）及び誤った年分のものであったにもかかわらずそのまま算定していた事例（2件）

（幸・中原・宮前・多摩区役所区民サービス部市民税課）

（イ）申告書に記入された給与の月収の合計額が誤っているにもかかわらず、そのまま算定していた事例（1件）

（宮前区役所区民サービス部市民税課）

（ウ）給与支払報告書の提出があったにもかかわらず、課税台帳への記録が漏れていた事例（2件）

（幸・宮前区役所区民サービス部市民税課）

エ 雑所得の算定を適正にすべきもの

必要経費の算出に当たり、申告書に添付されていた明細書の金額と異なる金額をもって算出していた事例（1件）

（幸区役所区民サービス部市民税課）

オ 医療費控除の算定を適正にすべきもの

医療費の金額から、控除すべき金額を差し引いていなかった事例（1件）及び保険金等で補てんされる金額を差し引いていなかった事例（1件）

（幸・高津区役所区民サービス部市民税課）

カ 社会保険料控除の算定を適正にすべきもの

（ア）納税義務者の配偶者の年金から差し引かれた介護保険料又は後期高齢者医療保険料を納税義務者の社会保険料控除として算定していた事例（8件）

（川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩区役所区民サービス部市民税課）

（イ）申告書に添付されていた領収書のコピーと異なる金額で算定していた事例（1件）

（宮前区役所区民サービス部市民税課）

（ウ）社会保険料控除の金額を訂正する給与支払報告書の提出があつたにもかかわらず課税台帳の訂正処理をしていなかった事例（1件）

（財政局税務部市民税課）

（エ）当該年の翌年に支払われた国民年金保険料を当該年分として算定していた事例（1件）

(宮前区役所区民サービス部市民税課)

キ 扶養控除等の算定を適正にすべきもの

申告書に寡婦控除、配偶者控除及び扶養控除を申告する旨の記載があるにもかかわらず、課税台帳への記録が漏れていた事例(2件)

(高津・宮前区役所区民サービス部市民税課)

ク 所得控除を証明する書類の添付及び提示を適正にさせるべきもの

国民年金保険料又は長期損害保険料について証明する書類の添付及び提示がされていなかった事例(2件)

(中原・宮前区役所区民サービス部市民税課)

(6) 個人市民税の減免事務を適正に行うべきもの

ア 記録を適正に行うべきもの

条例第34条第1項第1号から第3号まで並びに川崎市市税条例施行規則(昭和25年規則第28号。以下「規則」という。)第8条第1号及び第2号によると、減免の認定に当たっては、災害があった場合、生活扶助を受ける場合、所得が著しく減少した者又は少額所得者については、これらの一定の要件に該当することのほか、特に必要があると認められる者又は生活が困難と認められる者であって市民税の納付が困難と認められる場合という要件に該当することが必要とされている。

しかしながら、減免申請書及び決定伺書をみたところ、特に必要があると認められる者等という要件に該当する事由について、記録が不明確な事例が多数あった。

当該記録がなければ、担当者が要件に該当する事由を確認していたとしても、上席者が適正な認定を行うことができないことにもなることか

ら、当該記録を適正に行われたい。

(川崎・幸・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

#### イ 減免の適用期間が不適正であったもの

市民税・県民税減免事務取扱要領（以下「市民税減免要領」という。）によると、減免の適用期間は減免事由が発生した日の属する年度に限るとし、ただし、課税年度内でその翌年度の賦課期日後に減免事由が発生した場合は、当該年度及びその翌年度とされている。

しかしながら、減免の事務をみたところ、適正な適用期間で減免していなかった事例があった。

減免は、納税が困難である者に対する救済措置ではあるものの、一定の範囲内で行わなければ他の納税者との負担の均衡を失することにもなることから、定められた基準により行われたい。

(川崎・幸・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部市民税課)

#### ウ 減免の適用期間について規則と要領の整合性を検討すべきもの

市民税減免要領によると、減免の適用期間は、課税年度内でその翌年度の賦課期日後に減免事由が発生した場合について当該年度及びその翌年度とされている。

しかしながら、規則第8条第1号によると、災害、退職により所得が著しく減少した者等に係る減免税額は、減免事由に該当することとなった日の属する年度において当該日以後に納期の到来する税額とされていることから、減免の適用期間は減免事由が発生した日の属する年度に限られることとなる。

規則第8条第1号は、他の納税者との負担の均衡をかんがみてその適用期間を定めたものであり、この適用期間を行政内部の一般的準則であ



る要領により拡大することは規則の目的や効果を阻害することになり得る。規則と市民税減免要領の整合性について検討されたい。

(財政局税務部課税指導課)

#### エ 減免の適用期間を誤っていたもの

条例第34条第2項によると、減免を受けようとする者は、規則で定めるものを除くほか、納期限までに市長に申請しなければならないとされている。規則第8条の4によると、納税義務者の死亡等の場合には、申請の提出期限をその事実の発生した日から3か月を経過した日とするとされている。

しかしながら、減免申請書をみたところ、死亡等の場合でないにもかかわらず納期限後の申請について当該納期限に係る税額の減免をしていた事例(4件)及び納税義務者の死亡の場合でその日から3か月を経過した日以降の申請について申請日以前に納期限が到来した税額についても減免していた事例(1件)があった。規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

(宮前区役所区民サービス部市民税課)

#### (7) 法人市民税の減免事務を適正に行うべきもの

条例第34条第1項第6号及び第7号並びに規則第8条第4号及び第5号によると、公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人等であって収益事業を併せ行わないものについて減免することができるとされていることから、減免の決定に当たっては、法人の種類及び収益事業を行っていないことについて、減免申請書に添付された書類により確認する必要がある。

しかしながら、収益事業を行っているかどうかについて、添付された書類では十分に確認ができなかった事例が多数あった。

確認すべき書類について定めた指針等がないことから、減免の決定の正確性及び効率性の確保のためにも、確認すべき書類についての指針等の策定を検討し、当該指針等に基づき減免事務を適正に行われたい。

(財政局税務部課税指導課、川崎・幸・中原・多摩区役所区民サービス部市民税課)

#### (8) 市が保有する資料を活用し納税義務者の把握に努めるべきもの

条例第18条第1項第2号及び第20条第1項第1号によると、区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該区内に住所を有しない者に対しては、均等割額を課することとされている。

しかしながら、各区役所区民サービス部資産税課が保有する償却資産実地調査票(報告書)をみたところ、均等割額の納税義務者であるにもかかわらず均等割額が課されていなかった事例(14件)があった。市が保有する様々な資料を活用し、納税義務者の把握に努められたい。

(川崎・幸・高津区役所区民サービス部市民税課)

## 2 固定資産税の賦課事務を適正に行うべきもの

### (1) 固定資産の評価等記録を適正に残すべきもの

#### ア 固定資産の評価に係る記録を適正に残すべきもの

土地調査票は記録簿としての機能を持つことから、土地調査票取扱要領によると、実態調査に基づく土地の現況が調査員以外にも理解しやすいように記入し、これを保管するとされている。また、家屋調査票は、固定資産(家屋)評価事務取扱要領(以下「家屋評価要領」という。)によると、評価と課税の内容、留意事項等については、長期間にわたって異なる調査担当者による数度の実地調査等において十分な資料となり得るように、詳細かつ適切に記録を行うこととされている。

しかしながら、土地調査票及び家屋調査票についてみたところ、記録内容等に不明確な事例が多数あった。

土地調査票及び家屋調査票に記載するに当たっては、調査を行った調査員以外にも判断内容、調査内容等が理解できるよう適正な記録に努められたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

#### イ 償却資産の調査結果を適正に記録すべきもの

償却資産については、納税義務者及び課税客体を的確に把握するため、固定資産（償却資産）実地調査要領に基づき、毎年度実地調査を実施している。

実地調査の結果が記録された償却資産実地調査票（報告書）（以下「報告書」という。）をみたところ、調査日時、折衝内容、調査結果等の記載漏れ、調査内容の不明な事例並びに担当者及び係長の押印がされていなかった事例が多数あった。

報告書を作成するに当たっては、調査結果が調査員以外にも把握できるように適正に記録し、不備のない報告書の作成に努められたい。

(川崎・幸・中原・高津・多摩・麻生区役所区民サービス部資産税課)

#### ウ 記録をボールペン等で行うべきもの

各区役所区民サービス部資産税課で扱う書類についてみたところ、鉛筆書きとなっていた事例が多数あった。鉛筆による記録は、加除変更が容易であるほか、経年劣化による消失のおそれがあり公文書としての信頼性を損なうものである。

公文書の記録に当たっては、鉛筆書きとすることが実務上やむを得ない事情のあるものを除き、ボールペン等を使用されたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

(2) 納税通知書の送達手続を適正に行うべきもの

法第20条第5項によると、納税通知書の送達は、その書類名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しなければならないとされている。

しかしながら、定期課税納税通知書の送達の記録及び決裁がなされていなかった事例(2件)があった。納税通知書の送達手続を適正に行われたい。

(幸・高津区役所区民サービス部資産税課)

(3) 不達返戻となった納税通知書を適正に交付すべきもの

条例第11条第1項の規定によると、納税通知書は、遅くとも納期限前10日までに納税者に交付しなければならないとされている。

しかしながら、不達返戻書類管理簿をみたところ、全区において納期限前10日までに納税通知書を交付していなかった事例(67件)があり、このうち、中原区及び多摩区を除いた区において納期を過ぎて再送付していた事例(17件)があった。

納税通知書の交付日と納期限との間に余裕期間を置く趣旨は、納税者に便宜を供与することにあることから、特別の事情がある場合を除いて納税通知書の交付は納期限前10日までに行われたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

(4) 非課税と課税のあん分処理を適正に行うべきもの

家屋評価要領によると、家屋の一部が非課税に該当する場合の共用部分(廊下、便所、エレベーターホール等)の取扱いについては、その共用部

分を非課税部分と課税部分の床面積によりあん分し、それぞれの床面積に加えるものとしている。

非課税の決定事務についてみたところ、非課税部分と課税部分を含んでいる家屋について、共用部分をあん分せずにそのすべてを非課税としていた事例（1件）があった。家屋評価要領に基づき適正に処理されたい。

（川崎区役所区民サービス部資産税課）

#### （5）固定資産税の減免事務を適正に行うべきもの

##### ア 申請書をもって減免の決定をすべきもの

条例第49条第2項の規定によると、固定資産税の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書に、その事由を証明する書類を添付して提出しなければならないとされている。

しかしながら、減免事務をみたところ、固定資産税・都市計画税減免認定基準（以下「減免認定基準」という。）には該当しているものの、申請書が提出されていないにもかかわらず減免を行っていた事例が多数あった。減免は納税者の申請に基づいて行うものであることから、適正に減免事務を行われたい。

（全区役所区民サービス部資産税課）

##### イ 減免認定基準に該当しない者に対して減免を行っていたもの

減免認定基準によると、国民健康保険医療施設に係る減免（以下「国保減免」という。）については、国民健康保険の診療を行う医師等が所有する診療の用に供する家屋及び償却資産について減免の取扱いを行うことができることとされている。

しかしながら、廃業して国民健康保険の診療を行っていない医師等に対して、減免申請書の提出がないにもかかわらず減免を行っていた事例

(4件)があった。これは、国保減免は毎年継続して行われており、減免申請書の提出を失念した者に対しても減免を継続的に行っていたことが要因と考えられる。

減免認定基準に該当しない者に対して行った減免については、取消しを適切に行うとともに、減免事務を厳格に行い再発防止に努められたい。

(幸・麻生区役所区民サービス部資産税課)

ウ 申請日前の納期の税額について減免していたもの

固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領（以下「減免要領」という。）によると、減免申請書の提出期限は、第1期の納期の末日とされているが、提出期限経過後においても、最終納期の末日までは減免申請書を受理することができるとされており、その場合、原則として減免申請書の提出日以後の未到来納期について減免の対象とすると定めている。

減免申請書の受付日と減免の取扱状況を確認したところ、申請日前の納期の税額について減免していた事例（7件）があった。減免要領に基づき適正に行われたい。

(中原・高津区役所区民サービス部資産税課)

エ 減免申請書に必要事項の記入漏れ及び必要書類の添付漏れのあるもの

受理された減免申請書において、申請日、物件所在、申請の理由等の記入漏れ及び必要書類の添付漏れが多数あった。

減免を行うに当たっては、事実確認を適正に行うためにも減免申請書の記載内容及び添付書類の有無について十分確認を行い、不備があれば申請者に補正を行わせた上で減免の決定を行われたい。

(全区役所区民サービス部資産税課)

(6) 償却資産賦課事務を適正に行うべきもの

ア 納税義務者等の把握に市が保有する資料を活用すべきもの

償却資産課税原簿取扱要領（以下「原簿取扱要領」という。）によると、償却資産課税原簿（以下「原簿」という。）は、固定資産税（償却資産）の納税義務者を対象として作成することとされ、納税義務のない者であっても、その事業内容、事業所の規模等から判断して必要と思われるものについては、適宜作成するものとしている。原簿は、申告書用紙発送、催告、実地調査等に関する事務に活用されており、償却資産における課税事務の適正かつ効率的な運営の基本となる帳簿となっている。

そこで納税義務者となり得る法人等の把握状況が十分であるかについて、原簿と市が保有する法人等に係る資料を照合して検証したところ、一部の法人等が原簿に登録されていなかった。

登録されていなかった法人等が必ずしも納税義務者となり得るとは限らないが、償却資産は土地及び家屋のような登記制度がなく課税客体及び納税義務者の把握が容易でないことから、あらゆる手段を講じて納税義務者等の把握に努める必要がある。市が保有する資料を有効活用するなど、償却資産に係る納税義務者等の把握方法について要領の見直しを含め検討されたい。

（財政局税務部課税指導課）

イ 償却資産課税原簿の取扱いを適正に行うべきもの

原簿は、原簿取扱要領により作成するものとされている。

原簿の取扱状況をみたところ、償却資産の実地調査により該当資産がない者、免税点未満の者等について原簿から除却していた事例が多数あった。

原簿から除却された場合は、申告書の発送、実地調査の対象外となる

が、事業を行っていれば将来的に償却資産の所有、更新等も想定できることから、原簿からの除却は、廃業、転出など確実に課税客体となり得ない場合に限定されたい。

(川崎・麻生区役所区民サービス部資産税課)

#### ウ 償却資産の課税を適正に行うべきもの

償却資産の課税状況についてみたところ、次の事例があったので適正に処理されたい。

(ア) 過年度に取得した償却資産であって前年度まで申告されていなかったものが申告されたにもかかわらず、過年度にさかのぼり課税していなかった事例 (7件)

(川崎・幸・中原・宮前区役所区民サービス部資産税課)

(イ) 償却資産実地調査により申告に誤りがあることが判明したにもかかわらず過年度にさかのぼり課税をしていなかった事例 (4件)

(幸・高津区役所区民サービス部資産税課)

(ウ) 家屋の外見から償却資産があることが明白であるにもかかわらず、申告書の提出を求めていなかった事例 (1件)

(麻生区役所区民サービス部資産税課)

#### (7) 土地の評価を適正に行うべきもの

固定資産の土地の評価については、法第388条第1項の規定により総務大臣が告示した固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に基づき本市内に所在する土地の評価方法等について定めた固定資産(土地)評価事務取扱要領(以下「土地評価要領」という。)により行われている。

土地の評価事務についてみたところ、次の事例があったので、評価を行



うに当たっては土地評価要領に基づき適正に行われたい。

ア 適用する路線番号に誤りがあった事例（3件）

（幸・宮前区役所区民サービス部資産税課）

イ 間口長に誤りがあった事例（1件）

（幸区役所区民サービス部資産税課）

ウ 歩道橋が撤去されているにもかかわらず歩道橋沿接地補正を継続していた事例（3件）

（川崎区役所区民サービス部資産税課）

エ 画地情報の異動があったものについて電算入力漏れがあった事例（1件）

（川崎区役所区民サービス部資産税課）

オ 側方路線を算入すべき事例（3件）

（幸区役所区民サービス部資産税課）

（8）家屋賦課事務を適正に行うべきもの

ア 家屋の評価を適正に行うべきもの

家屋の評価事務をみたところ、次の事例があったので適正に処理されたい。

（ア）増築された家屋について、増築部分を評価する処理（以下「増築処理」という。）とすべきところ既存家屋の課税床面積の変更による処理（以下「床面積訂正処理」という。）によって処理していた

事例（2件）

（高津・宮前区役所区民サービス部資産税課）

（イ）再建築費評点数の合計に誤りがあった事例（3件）

（川崎・幸・多摩区役所区民サービス部資産税課）

イ 家屋の課税を適正に行うべきもの

法第17条の5第3項及び第417条第1項の規定により、固定資産税の賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができることとなっており、増築年月日が判別できるものは、増築処理及び床面積訂正処理について、過年度にさかのぼり課税することができることとなっている。

しかしながら、法の規定により処理していなかった事例（14件）があった。家屋の課税を適正に行うとともに、周知徹底を図りたい。

（財政局税務部課税指導課、川崎・中原・高津・宮前・麻生区役所区民サービス部資産税課）

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に事務手続を行うべきものがあった。

なお、その概要は次のとおりである。

（1）市民税の賦課事務を適切に行うべきもの

ア 課税内容に変更があった場合の確認が不適切であった事例

（川崎・高津・宮前区役所区民サービス部市民税課）

イ 納税通知書の送達に関する書類について、要領に基づく記録及び作成

をしていなかった事例

(財政局税務部市民税課、川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩区役所区民サービス部市民税課)

ウ 減免申請に対する不許可通知書について取消訴訟の提起に関する事項の教示をしていなかった事例

(高津・宮前区役所区民サービス部市民税課)

エ 減免申請書の受理時における手続が不適切であった事例

(川崎・高津区役所区民サービス部市民税課)

オ 課税及び減免の対象でない社団について、課税かつ減免をしていた事例

(幸・宮前区役所区民サービス部市民税課)

(2) 固定資産税の賦課事務を適切に行うべきもの

ア 不達返戻に係る事務について、要領に定められた様式を使用していなかった事例

(宮前・麻生区役所区民サービス部資産税課)

イ 非課税申告書の取扱いが不適切であった事例

(川崎・中原・高津・麻生区役所区民サービス部資産税課)

ウ 減免申請書について、委任状が添付されていなかった事例及び家屋の床面積を補正させずに受理していた事例

(川崎・高津・宮前区役所区民サービス部資産税課)

エ 市税減免申請処理簿及び減免申請管理台帳を適正に作成していなかった事例

(全区役所区民サービス部資産税課)

オ 路線価図において路線番号を付設した範囲が誤っていた事例

(幸区役所区民サービス部資産税課)

カ 火災により損害を受けた家屋について、課税客体でなくなったにもかかわらず課税し、かつ、減免していた事例

(麻生区役所区民サービス部資産税課)

監査の種別 定期監査

監査の対象 消防局

監査の範囲 平成20年度及び21年度執行の財務事務

監査の期間 平成21年9月1日から

平成21年12月3日まで

監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

これらは軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあったので、財務関係法令等に基づき適正な事務手続が行われるよう周知徹底を図られたい。

なお、その概要は次のとおりである。

1 消防団運営補助金を速やかに交付すべきもの

消防団運営補助金について、交付が申請から約2か月後となったため、団長からの借入金により立替払を行っていた事例  
(総務部庶務課)

2 公有財産の管理を適正に行うべきもの

消防団器具置場の境界標が見当たらず、土地の境界が不明確であった事例  
(総務部施設装備課)

3 備品の管理を適正に行うべきもの

(1) 保管換えの手続が行われていなかった事例  
(総務部庶務課、同施設装備課)

(2) 備品使用票の使用者所属等が未登録のため、備品の使用状況が的確に把握できなかった事例

(総務部人事課、警防部救急課、同指令課)

(3) 備品票について、ちょう付の漏れ若しくは誤り又は判読できないものがあった事例

(警防部救急課、宮前・多摩・麻生消防署)

(4) 廃棄され、又は使用できなくなった備品について、不用の決定及び処分  
の決定の的行われていなかった事例

(総務部施設装備課、警防部救急課、同指令課、予防部予防課、臨港・川崎・幸・中原・宮前・麻生消防署)

#### 4 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(1) 切手、自動車重量税印紙、収入印紙及び薬品の使用に際して、物品交付請求の行われていなかった事例

(総務部人事課、同施設装備課、警防部警防課、宮前消防署)

(2) 自動車重量税印紙について、保管換えの行われていなかった事例  
(総務部施設装備課、高津消防署)